



栃木県公報

平成 26 年
10月15日(水)
号 外
第 60 号

目 次

規則

- 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の制定.....1
- 栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲等を定める規則の一部改正.....3
- 栃木県個人情報保護審議会規則の一部改正.....3
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部改正.....4
- 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正.....10
- 栃木県高等学校等修学資金貸与条例施行規則の一部改正.....10
- 告 示
- 認定こども園の認定の基準を定める条例別表の4の項の知事が別に定める基準並びに同表の5の項及び6の項の項の知事が別に定める事項の一部改正.....10

規則

栃木県規則第四十回

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則を次のよう

に定める。

平成二十六年十月十五日

栃木県知事 福 田 富 一

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第一条 本規則は、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十六年栃木県条例第四十三号。以下「条例」といふ。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(設備の基準)

第二条 条例第七条第三項ただし書の規則で定める基準は、保育室等を、二階に設ける場合にあつては第一号、第二号及び第六号、三階以上の階に設ける場合にあつては第二号から第八号までに掲げる基準とする。
 一 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物であること。
 二 保育室等を設ける次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分」とし、それぞれ同表の下欄に掲げる設備が一以上設けられていくこと。

備 設 分 区

階	区分	設
常 用	1	屋内階段
	2	屋外階段
一 階	1	建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段。ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から二階までの部分に限り、屋内と階段室とはバルコニー又は付室を通じて連絡するものとする。かつて同条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものとする。
避 難 用		

待避上有効なバルコニー
建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備

		常 用		三 隶			
		常 用		避 難 用			
		常 用		常 用		常 用	
	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段		1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段。ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から三階までの部分に限り、屋内と階段室とはバルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものとする。		1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段。		2
	2 屋外階段		2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備		2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備		4 屋外階段
	3 屋外階段		3 屋外階段		3 屋外階段		
四階以上	避 難 用	常 用	常 用	常 用	常 用	常 用	
	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋外階段	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋外階段	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋外階段	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋外階段	
	2 建築基準法施行令第二百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段	2 建築基準法施行令第二百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段	2 建築基準法施行令第二百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段	2 建築基準法施行令第二百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段	2 建築基準法施行令第二百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段	2 建築基準法施行令第二百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段	
	3 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路	3 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路	3 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路	3 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路	3 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路	3 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路	

- 三 前号に掲げる設備を避難上有効な位置に設け、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が三十メートル以下となるように設けること。
- 四 調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。）以外の部分と当該調理室の部分とを建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第二百十二条第一項に規定する特定防火設備で区画すること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーを設けること。
- イ スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものを設けること。
- ロ 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置を設け、かつ、調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置を講じること。
- 五 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料としていること。
- 六 保育室等その他園児が出入りし、又は通行する場所に、園児の転落事故を防止するための設備を設けること。
- 七 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報するための設備を設けること。
- 八 カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理を施されたものを使用していること。
- 附 則
- （施行期日）
- 1 この規則は、条例の施行の日から施行する。

(幼保連携型認定こども園の設置に係る特例)

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現に幼稚園（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下同じ。）を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第二条の規定の適用については、当分の間、同条中「第一号、第二号及び第六号」とあるのは、「園舎が耐火建築物で、園児の待避上必要な設備を備えることを基準とし」とする。
- 3 施行日の前日において現に保育所（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下同じ。）を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第二条の規定の適用については、当分の間、同条第一号中「耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物（同号口に該当するものを除く。）」とする。

（「こども政策課」）

栃木県規則第四十五号

栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年十月十五日

栃木県知事 福田富一

栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則

栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲等を定める規則（平成十二年栃木県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の表五の項中「十八の項第六号」を「十八の項第十二号」に、「母子及び寡婦福祉法施行細則（）」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則（）」に改め、同項第一号中「第六条」を「第五条」に、「第十八条及び母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則（平成十四年栃木県規則第五十七号。以下この項において「平成十四年改正規則」という。）附則第三項」を「第十七条及び第十八条」に改め、同項第二号中「第七条第一項」を「第六条」に、「第十条第三項」を「第九条第三項」に、「第十八条及び平成十四年改正規則附則第三項」を「第十七条及び第十八条」に、「及び第十八条並びに平成十四年改正規則附則第三項」を「第十七条及び第十八条」に改め、「借用書」の下に「（個人貸付申請者に係るものに限る。）」を加え、同項第三号中「第八条第一項（規則第十八条及び平成十四年改正規則附則第三項）」を「第七条第一項及び第八条（これらの規定を規則第十七条及び第十八条）」に改め、「及び第九条（規則第十八条において準用する場合を含む。）」を削り、同項第四号中「第十条第一項」を「第九条第一項」に、「第十八条及び平成十四年改正規則附則第三項」を「第十七条及び第十八条」に改め、同項第五号中「第十条第二項」を「第九条第二項」に、「第十八条及び平成十四年改正規則附則第三項」を「第十七条及び第十八条」に改め、同項第六号中「第十二条第一項」を「第十一条第一項」に、「第十八条及び平成十四年改正規則附則第三項」を「第十七条及び第十八条」に、「申出書」を「申請書」に改め、同項第七号中「第十二条第二項」を「第十条第二項」に、「第十八条及び平成十四年改正規則附則第三項」を「第十七条及び第十八条」に改め、「承認書及び」を削り、同項第八号中「第十二条第一項」を「第十一条第一項」に、「第十八条及び平成十四年改正規則附則第三項」を「第十七条及び第十八条」に改め、同項第九号中「第十二条第二項、第十三条、第十四条及び第十七条」を「第十二条第二項、第十三条、第十五条第二項及び第十六条第二項」に、「第十八条及び平成十四年改正規則附則第三項」を「第十七条及び第十八条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（行政改革推進室）

栃木県規則第四十六号

栃木県個人情報保護審議会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年十月十五日